

リース契約に自動車保険を組み込むと便利で安心!

メリット
1

リース契約に自動車保険が含まれるので、
お客さまによる保険のご契約手続きは不要です。

リース期間と保険期間を合わせた長期契約なので、1年ごとの継続手続きも不要です。



メリット
2

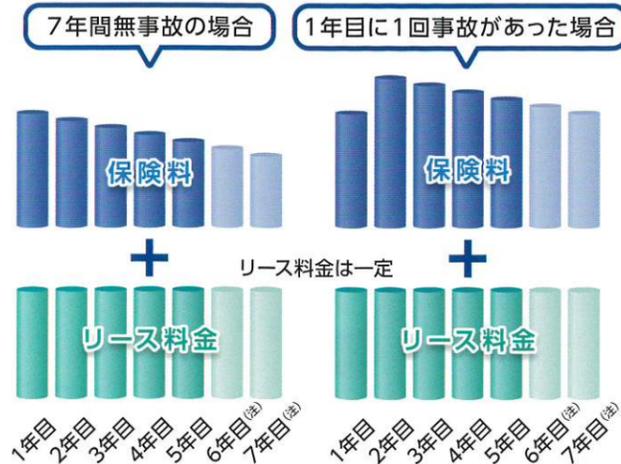
保険料を含むリース料金は一定ですので、
毎年のお支払額が変動する心配がありません。

万が一事故が発生した場合でも、保険期間中は事故があった翌年に大幅に保険料が高くなる心配がありません。
※次回のご継続時には、ご契約年数、保険期間中の事故件数等に応じた等級・事故有係数適用期間を適用します。

⚠️ 保険期間の途中で、ご契約内容の変更により保険料の追加が発生した場合は、リース料金とは別に保険料の追加分を一括で払い込みいただく必要があります(リース会社により取扱いが異なる場合があります)。

お客さまご自身がリース契約とは別に自動車保険を契約する場合

(保険契約者:お客さま 保険期間:1年)



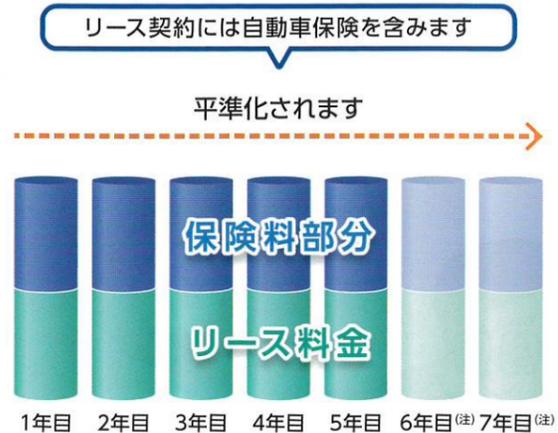
事故の有無にかかわらず保険料は変動
毎年のお支払額が変動

(注) 上記リース期間は一例で、リース会社やご契約内容等により異なります。リース会社によりリース期間5年超も取り扱っています。

⚠️ リース契約に自動車保険を組み込む場合、自動車保険の保険期間はリース期間と同一となります。リース期間はリース会社やご契約内容等により異なります(リース期間については、リース会社にお問合わせください)。

リース契約に自動車保険を組み込む場合

(保険契約者:リース会社 保険期間:7年)



保険料を含むリース料金が一定なので安心!

リースカー専用特約で補償と保険料を合理化!

リースカーが全損となり使用できなくなった場合、「リース契約中途解約費用」(以下「中途解約費用」といいます)をリース会社に支払う必要があります。しかし、中途解約費用は車両保険金額を上回ることがあり、その差額は自己負担となります。

リースカーが全損
してしまった...

リース契約は中途解約となり
中途解約費用が発生

中途解約費用が車両保険金額を
上回った場合、差額を自己負担



「リースカー車両費用特約」をセットすれば、中途解約費用と
車両保険金額との過不足を調整するので、

- ① 全損時の中途解約費用の自己負担はなくなり、さらに、
- ② 合理的な保険料になります。

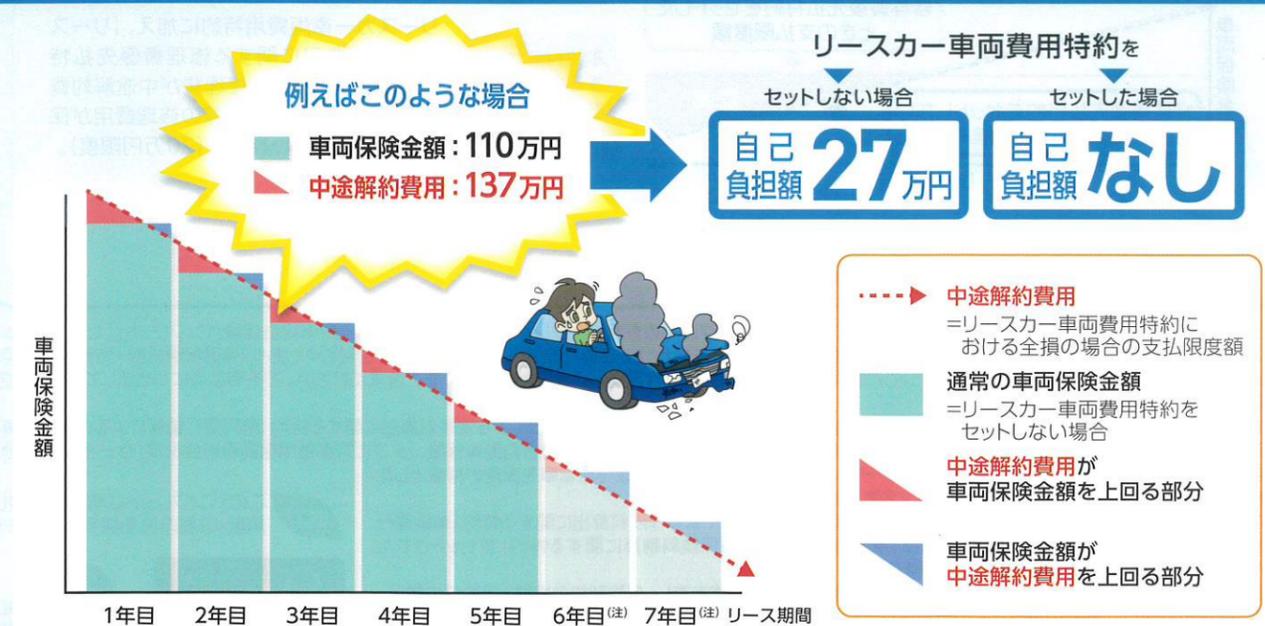
ポイント
1

中途解約費用を限度に車両保険金をお支払いしますので、全損時の中途解約費用の自己負担がありません。

ポイント
2

全損時の支払限度額が中途解約費用に合わせた金額となるように、車両保険金額を設定しますので、合理的な保険料になります。

中途解約費用とリースカー車両費用特約のイメージ



(注) 上記リース期間は一例で、リース会社やご契約内容等により異なります。リース会社によりリース期間5年超も取り扱っています。

リース期間の後半で修理費が中途解約費用を上回る場合でも、保険金として修理費用をお支払いする「リースカー車両費用に関する修理費優先特約」もセットできます。

詳しくは裏面をご覧ください。

リース契約に自動車保険を
組み込まない場合でも
ご安心ください!

保険契約者・記名被保険者をお客さま(リース賃借人)とすることでも、リースカー車両費用特約・リースカー車両費用に関する修理費優先特約をセットできますので、リース期間中、安心してリースカーをご利用いただくことができます。また、保険期間が1~3年の場合は、保険料を分割払で払い込みいただけます。